

許認可等の統一的把握について

平成28年4月19日
総務省行政評価局

許認可等の統一的把握について

○ 許認可等の統一的把握は、法令等に基づく許認可等の状況を定量的に示すもの

← 昭和60年から実施

〔「当面の行政改革の具体化方策について」(昭和60年9月24日閣議決定)
「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)〕

許認可等の範囲

- 国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、「許可」等の用語を使用しているもの

(許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等)

許認可等の数え方

- 法令等の中で、「許可」等の用語が含まれている「条項等」をカウント

許認可等の一覧などの把握の結果は、総務省HPに掲載

〔http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansin/ketsuka_nendo/h27.html〕

許認可等の統一的把握の結果

平成27年4月1日現在の許認可等の根拠条項等数

(参考)平成26年4月1日現在

○ 14,908

○ 14,818

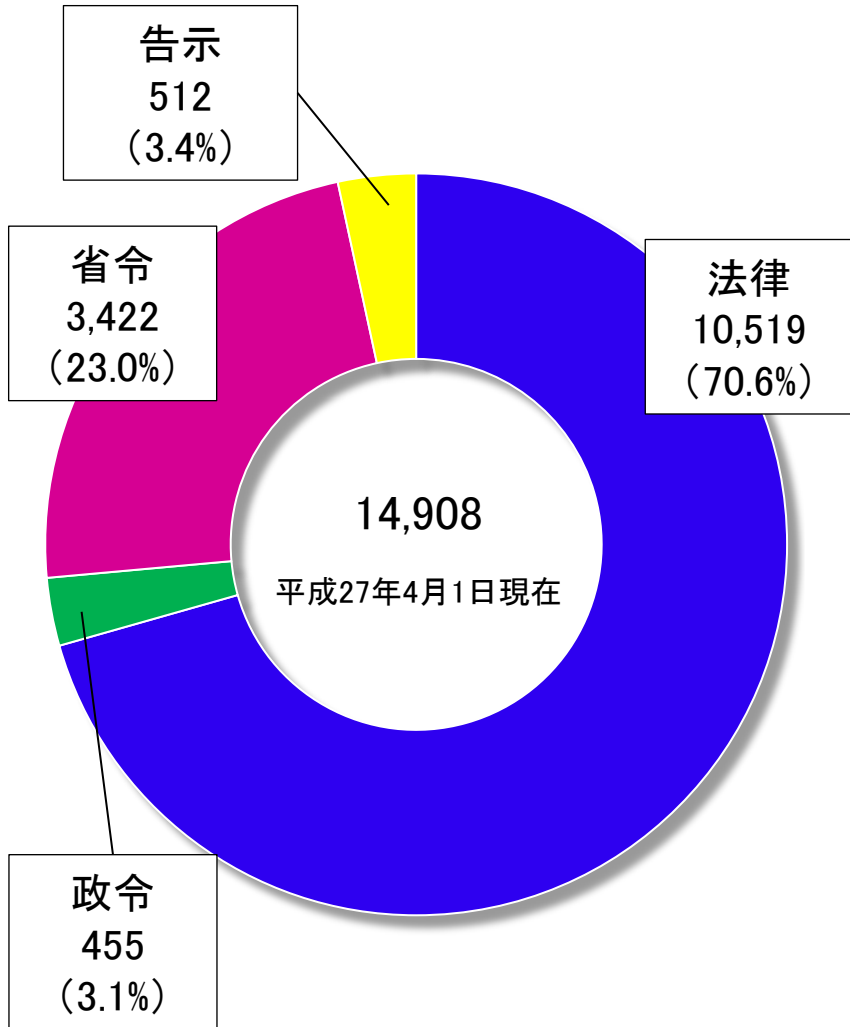
府省等ごとの許認可等の根拠条項等数

府省等名	根拠条項等数	府省等名	根拠条項等数
内閣官房・内閣府	89	財務省	807
公正取引委員会	20	文部科学省	466
国家公安委員会	86	厚生労働省	2,398
金融庁	2,243	農林水産省	1,673
消費者庁	47	経済産業省	2,206
総務省	703	国土交通省	2,699
法務省	337	環境省	1,061
外務省	43	防衛省	30
		合計	14,908

(注) 内閣官房・内閣府には特定個人情報保護委員会（現個人情報保護委員会）の数が含まれている。

根拠条項等数の内訳

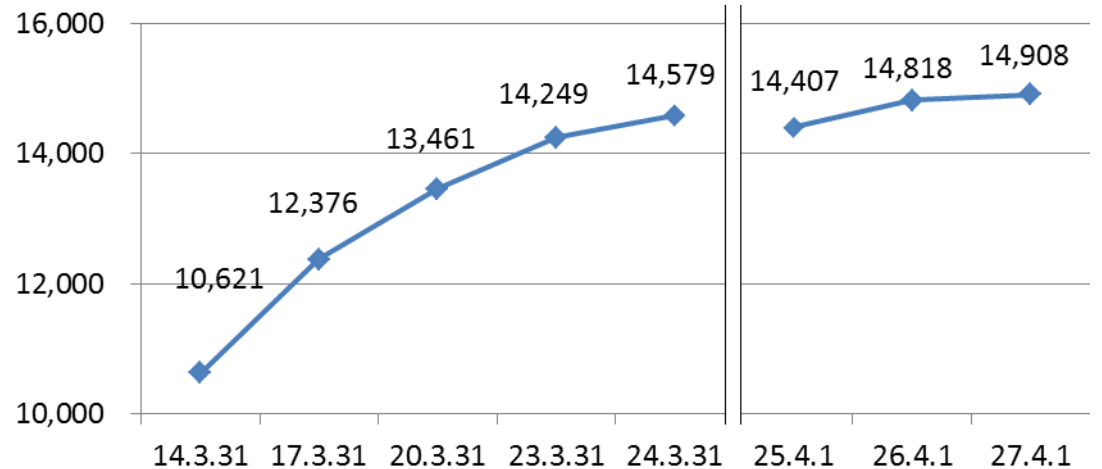
根拠法令別の根拠条項等数



許認可等が規定されている法令の数

法律	政令	省令	告示	合計
524	114	541	96	1,275

根拠条項等数の推移



(注) 複数の府省等が関係する許認可等について、平成24年3月31日時点までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25年4月1日時点以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。

許認可等の根拠条項等数の増加の例

- **電気事業法等の一部を改正する法律**(平成26年法律第72号)による「**小売電気事業の登録**」、「**送電事業の許可**」、「**卸電力取引所の指定**」等（新設:55 廃止:37）

主な内容

平成28年4月に電気の小売業への参入が全面自由化されることから、従来の「一般電気事業」、「特定規模電気事業」という類型から、発電、送配電、小売の3つの類型に見直し、それぞれ必要な規制を課す体系に改める。また、小売分野の自由化に伴い、卸電力取引所での取引の重要性が増すため、現在、私設・任意で運営されている卸電力取引所を法定化する。

- **地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律**（平成26年法律第83号）の制定に伴う**医療法**(昭和23年法律第205号)の改正による「**臨床研究中核病院の承認**」、「**医療事故調査・支援センターの指定**」等（新設:18 廃止:1）

主な内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院としての臨床研究中核病院を法律上位置付ける。また、医療の安全を確保するため、医療事故に係る調査を行う医療事故調査・支援センターについて定める。

- **建築基準法の一部を改正する法律**(平成26年法律第54号)による「**特殊の構造方法又は建築材料の認定**」等（新設:10）

主な内容

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設する。

○ 規制改革実施計画（抄）（平成26年6月24日閣議決定）

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（2）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

「許認可等台帳」 <規制シートが作成されている許認可等>

許認可等現況表(平成27年4月1日現在)

- (注) 1 他の府省等と共管している許認可等は、事項名に「※」を付記している。
 2 平成27年4月1日現在において未施行の許認可等については、欄外に「☆」を付記している。
 3 規制シートは、内閣府規制改革ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/review/review.html#sheet>)を参照。

番号	所管府省等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	処分権者	許認可等の対象者等	許認可等の有効期間	用語区分	規制シートのID	規制シートの作成(最新修正)年月日
01173	金融庁	監督局	銀行第一課	銀行代理業を外国において委託する契約の締結又は契約の終了の認可	銀行法	第8条第3項	金融庁長官(財務(支)局長)	銀行		認可	080198100590001	平成26年12月4日
04761	文部科学省	文化庁	著作権課	私的録音録画補償金の額の認可	著作権法	第104条の6第1項前段	文化庁長官	指定管理団体		認可	150197000480002	平成27年2月19日
04762	文部科学省	文化庁	著作権課	私的録音録画補償金の額の変更の認可	著作権法	第104条の6第1項後段	文化庁長官	指定管理団体		認可	150197000480002	平成27年2月19日
04763	文部科学省	文化庁	著作権課	補償金関係業務の執行に関する規程の届出	著作権法	第104条の7第1項前段	文化庁長官	指定管理団体		事前届出	150197000480002	平成27年2月19日
04764	文部科学省	文化庁	著作権課	補償金関係業務の執行に関する規程の変更の届出	著作権法	第104条の7第1項後段	文化庁長官	指定管理団体		事前届出	150197000480002	平成27年2月19日
04780	文部科学省	文化庁	著作権課	指定管理団体の補償金関係業務の休止又は廃止の届出	著作権法施行令	第57条の7第1項	文化庁長官	指定管理団体		事前届出	150197000480002	平成27年2月19日
04781	文部科学省	文化庁	著作権課	指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画等の提出	著作権法施行令	第57条の9(第49条第1項前段準用)	文化庁長官	指定管理団体		事前提出	150197000480002	平成27年2月19日
04782	文部科学省	文化庁	著作権課	指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画等の変更の提出	著作権法施行令	第57条の9(第49条第1項後段準用)	文化庁長官	指定管理団体		事前提出	150197000480002	平成27年2月19日
04783	文部科学省	文化庁	著作権課	指定管理団体の補償金関係業務に関する事業報告書等の提出	著作権法施行令	第57条の9(第49条第2項準用)	文化庁長官	指定管理団体		提出	150197000480002	平成27年2月19日

番号	所管府省等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	処分権者	許認可等の対象者等	許認可等の有効期間	用語区分	規制シートのID	規制シートの作成(最新修正)年月日
05486	厚生労働省	医薬食品局	審査管理課	医薬品等製造販売の承認 (1) 医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く) (2) 医薬部外品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く) (3) 厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品	※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条第1項	厚生労働大臣(注射剤等に係るもの)(医薬食品局長) 都道府県知事(厚生労働大臣の指定する種類に属する医薬品であって、その有効成分の種類、配合割合及び分量、用法及び用量、効能及び効果等が当該厚生労働大臣の指定する種類ごとに厚生労働大臣の定める範囲内のもの等に係る)	医薬品等を製造販売しようとする者		承認	160196001450002 160196001450003 160196001450004	平成26年12月18日 平成26年12月18日 平成27年2月20日
05498	厚生労働省	医薬食品局	審査管理課	外国製造医薬品等の製造販売の承認	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条の2第1項	厚生労働大臣	外国において医薬品等を製造しようとする者		承認	160196001450004	平成27年2月20日
07186	厚生労働省	大臣官房 医政局 医薬食品局	厚生科学課 研究開発振興課 審査管理課、 医療機器・再生医療等製品 担当参事官室	遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用 規程の承認	※ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第4条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者		承認	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日
07187	厚生労働省	大臣官房 医政局 医薬食品局	厚生科学課 研究開発振興課 審査管理課、 医療機器・再生医療等製品 担当参事官室	遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用 規程の承認取得者による申請内容の変更の届出(氏名及び住所)	※ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第6条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	第一種使用規程承認取得者		届出	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日

番号	所管府省等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	処分権者	許認可等の対象者等	許認可等の有効期間	用語区分	規制シートのID	規制シートの作成(最新修正)年月日
07188	厚生労働省	大臣官房 医政局 医薬食品局	厚生科学課 研究開発振興課 審査管理課、 医療機器・再生医療等製品 担当参事官室	第一種使用等に関する事故※ 時の届出	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第11条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	第一種使用等をしている者		届出	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日
09017	経済産業省	経済産業政策局	産業施設課	工業用水道事業の許可	工業用水道事業法	第3条第2項	経済産業大臣	工業用水道事業を営もうとする地方公共団体以外の者		許可	180195800840001	平成27年2月26日
09018	経済産業省	経済産業政策局	産業施設課	給水区域・給水能力・水源の種別及び取水地点の変更の許可	工業用水道事業法	第6条第2項	経済産業大臣	地方公共団体以外の工業用水道事業者		許可	180195800840001	平成27年2月26日
09101	経済産業省	産業技術環境局	計量行政室	特定計量証明事業者の認定	計量法	第121条の2	経済産業大臣(独立行政法人製品評価技術基盤機構) 特定計量証明認定機関	特定計量証明事業を行おうとする者	有り(3年)	認定	180199200510003	平成27年2月26日
09102	経済産業省	産業技術環境局	計量行政室	特定計量証明事業者の認定の更新	計量法	第121条の4第2項(第121条の2の準用)	経済産業大臣(独立行政法人製品評価技術基盤機構) 特定計量証明認定機関	認定特定計量証明事業者	有り(3年)	更新	180199200510003	平成27年2月26日
13513	国土交通省	観光庁	観光地域振興部観光資源課	通訳案内士試験	通訳案内士法	第3条	観光庁長官	試験を受けようとする者		試験	190194902100001 190194902100002	平成27年2月27日 平成27年2月27日
14265	環境省	自然環境局	野生生物課、 外来室	遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用 規程の承認	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第4条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者		承認	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日

番号	所管府省等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	処分権者	許認可等の対象者等	許認可等の有効期間	用語区分	規制シートのID	規制シートの作成 (最新修正)年月日
14266	環境省	自然環境局	野生生物課、 外来室	遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認取得者による申請内容の変更の届出(氏名及び住所)	※ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第6条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	第一種使用規程承認取得者		届出	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日
14270	環境省	自然環境局	野生生物課、 外来室	第一種使用等に関する事故時の届出	※ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第11条第1項	財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣	第一種使用等をしている者		届出	160200300970001 200200300970001	平成26年12月25日